

議案第92号

救助工作車の取得について

次のとおり財産を取得することについて、佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年佐野市条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年9月6日提出

佐野市長 金子 裕

1 取得する財産

財産の種類	財産の名称	数量	契約の相手方
物 品	救助工作車	1台	東京都港区芝五丁目36番7号 三田 ベルジュビル19階 株式会社モリタ東京支店 支店長 山 北 忠 司

2 取得金額

239,800,000円

理 由

救助工作車を取得したいので提案するものです。

参 考

佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第92号参考資料

財産の名称	救助工作車
数量	1台
予定価格	239,999,100円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
入札方法	条件付一般競争入札
公告日	令和6年8月2日
入札参加資格確認 申請書提出期限	令和6年8月9日
入札書到達期限	令和6年8月20日
開札執行日	令和6年8月22日
入札参加業者数	6社
仮契約日	令和6年8月26日
納入期限	令和8年1月30日